子どもとメディア 北海道

第12号
2013年
5月発行

今期最終号

「子どもとメディア北海道」の会員さんに、学ぼう!

前号に投稿いただいた千歳市のスクールカウンセラー河岸先生に続いて、今号では、旭川市の特別支援教育センターの相談員をされている加藤多華子さんが、「教育のIT化から思うこと」と題して投稿して下さいました。

この加藤さんの投稿を深めて、今号では『小学校における情報モラル教育のあり方』をとりあげます。

現役の小学校の先生からお話をうかがったり、加藤さんに追加取材させていただきました。

また、子どもの発達や健やかな成長を保障するという視点から今一度学び直したいとの思いから旭川教育大学の村田先生に寄稿をお願いしたところ、快く引き受けて下さいました。

大変示唆に富む内容です。じっくりお読みいただいて、学び合いたいと思います。

教育の IT 化から思うこと

旭川市特別支援教育センター相談員　**加藤多華子さん**

政権交代を経てもなお，これからの学校教育で広がりが加速していくと思われる『教育の情報化』について，ちょっと立ち止まり考えてみたいと思います。種々の報道では，よい事が並んでいるようですが…。

文科省「新学習指導要領の円滑な実施に向けて」でも明文化され，教育内容の充実に向けた主な取り組みの中に「学びのイノベーション事業」が位置づけられています。授業での活用や教職員の校務的管理も含め，全国的に教育の情報化は加速の一途を辿っていることは事実であり，これは世界的な流れでもあります。

学校での取り組みで子どもたちがパソコンを使う場面を考えてみると，例えば，グループで調べ学習のまとめをパワーポイントで発表したり，特別活動で体験学習などの事前・事後のプレゼンテーション等が思い浮かびます。また，電子黒板を使い，先生がパソコンで作成した科学反応の仕方などを簡略図で示したり，歴史の事柄や人物の相関関係を概念地図形式にして提示する授業もあると聞きます。カラフルで動きのある新しい黒板で，楽しくわかりやすく学ぶ事ができると言われているようです。そして，議論の余地を残しながら，デジタル教科書元年も間近…？

いくつか挙げただけでも，種々の良いことと当時に問題もあるよなぁと感じるのは私だけででしょうか。

デジタル教科書は“教育の機会均等”の意義もある一方で格差は広がるとの見方もあります。

学校では子どもたちによるインターネット検索には限界があり，学校で調べ足りない部分を帰宅後に自宅

のパソコンで調べたり，タイピング技能の向上も期待できますが，そうでない子も当然いるわけでそのフォローを考え含めなくては，と考える訳です。

そもそも，全員がデジタル授業に向いているとも思えませんが，個別学習で学習進度に合わせる方法は使えるし，書字が苦手な子には必需品にもなります。しかし一斉授業では，パソコンを使う学習は経験の有無の差が影響し，グループ活動も活躍できる子と傍観する子に分かれてしまいがちな現状は否めないと思われます。格差是正の側面も含め教育過程に盛り込むことが望まれると感じます。

そしてもっと議論すべきだと思うのは，「インターネットを使う権利と義務」の観点をどう育てていくかについてです。膨大な情報との向き合い方に軸足を置き，有用的に使うために，自分をコントロールしながら，より良く使いこなすための情報の取り扱いやモラルの学習についても同等に行う必要があり，これまでも総合的な学習の時間や道徳でも取り組まれていますが，形骸化しないために主要教科と同じ重みで行われるべきだと思います。

噴出し続ける情報システム問題に振り回されず，普遍的な価値観を育てる事こそ大切！だと思いませんか。自由と責任・権利と義務～古くて新しい永遠のテーマですが，子どもたちは成長するなまものであり親も教師も同様です。

子どもたちに学びの機会を保障しお互いに真摯に向き合い，育てる立場の親や教師も学ぶ，という学び合いは永遠に継続され繰り返されるものでしょう。目の前にいる子どもたちはどのように生きていくことがいいのか，どう育ってほしいか，ではどのようにかかわろうかという「具体策思考ＢＯＸ」を恒に頭においていたいと思うのです。

≪加藤さんへの追加取材より≫

加藤さんの日々のお仕事などから感じる『子どもにとっての情報メディアのあり方』について、もう少し聞かせていただけますか？

旭川市特別支援教育センターの相談員として勤務して８年目になります。

特別支援教育の相談に日々かかわっていますが，子どものネット・ゲーム依存や昼夜逆転の問題を抱える家庭の大変さや母の苦悩を伺うこともあります。解決の糸口が見つけにくいことに加え時間を要する内容でもあり，相談対応の難しさを感じます。

相談業務では，子どもの実態を客観的に把握するとともに，母から生育歴や今後の願いを伺う，等の内容でかかわります。ここ数年，小学校高学年・中学生の相談では，インターネットの使い方について心配される保護者が増えた印象です。

昨今よく聞かれる不登校や登校の行き渋り，意欲減退（「自分，リアル充実ムリなんで…」）などなど，こうした問題の要因の一つには，寝るべき時間にインターネット上の種々の活動をしてしまうこともあると言われています。その一方で，特段の心配に至らず，子どもから言われるがままに，インターネット契約をゆるい方向に変更してしまう保護者もいたり，心配はしているけれど，そうしないと暴れるから，とか，子どもの要求を受け入れないとますます心を閉じてしまうから，等の理由を優先し，子どもたちが夜中浸かっている世界を把握していなかった例もあるようです。

契約のセキュリティーレベルを上げることはとても大事です。保護者自身の「機械に弱いから」が問題の主軸ではないと感じます。世の中の「機械」の進度についていけないまま対処療法で何とかしようと思ってもムリだよなぁ，と思うのです。

昼夜逆転など大きくなってから表出する問題への取り組みは，保護者のみならず学校や関係機関のサポートが必要となりますが，ネット依存のような状態は問題が起きてから対応するのはなかなか難しく時間を要する場合が多いと聞きます。

そうなると，やはり育ちの過程も大事にしなければと思う訳で，幼少期から体作りをしっかり行い，水たまりを飛び越えられたよ！とか，ジャングルジムに一人で登れたよ！など小さくても成就感を積み上げたり，お買い物に行く前に約束しておいて，我慢と報酬をうまくセッティングし「約束守れたね！」と，意図的に成功に導いたりしながら，できうるかぎり耐性も育て，生活場面の中で少しずつ見通し力やセルフコントロール力をつけていくことが必要だと思います。まさに幼少期からのリアル充実です。

電子機器は使えなければ就職も難しく，生活も不便になることさえある世の中です。ある日突然有用的に活用できるようにはなり得ないでしょうから，「自己理解→自分コントロール」を身につける「普段の生活」を大事に子育てしていきたいものです。

思春期のデリケートな時期を十分に思春期しながら成長するということは，思春期特有の挫折感や絶望感などを，涙や怒りとともに咀嚼し，長いトンネルを抜け出る道のりが必要なのかなぁ、と思います。トンネルの長さはそれぞれ違いがあるし，その前の育ちの環境も，それぞれの特性も様々でしょう。大事なことは，気持ちやことばを発信し，受け止めてもらえること，肯定的に返してもらえるキャッチボール的なかかわりの継続…かなと考えたりします。

小学校の現場では、どうなっているのかな？

≪子どもとメディア北海道の会員さんで小学校の先生に、加藤さんの投稿文を読んでいただき、実際に小学校で情報教育がどのようになされているのかお聞きしました。≫

～～～ご協力ありがとうございました～～～

加藤さんの文章を読みました。加藤さんは，「ネット教育」だけではなく，コンピュータを使用する教育活動全般についての考えを述べられているようですが，中谷さんの質問は、インターネットを利用する学習についてだと思うので，その点にしぼって思いつくままに書きたいと思います。

現在，どの小学校においても，子どもたちがネットにつながる体験をするというのが一般的な状況と言えると思います。おそらく，授業の中でインターネットを使わないで卒業する子はいないのではないでしょうか。子どもたち自身がインターネットを利用する場面としては，圧倒的に多いのが総合的な学習の時間だと思います。何らかのテーマについての調べ学習の中でインターネットを使うことが多いでしょう。

ですが，学校によって状況は千差万別ではないかと思います。きっちりと「情報教育（？）」の系統的な指導計画を作っているところもあれば，そういうものが何もない学校もあります。
（「情報教育（？）」と書いたのは，学校で一般的に「情報教育」といえば，コンピュータの使い方的な意味合いがあるからです。“子どもとメディア北海道”の考える「情報教育」とは違いますよね。）

総合では，課題について調べたり，まとめたり，発表したりという流れはかなり一般的です。そんな時に，多くの子に何かを調べさせようとすると，図書室の本では足りないというのが多くの学校の現状ではないでしょうか。その点，インターネットならば，情報があふれていますし，調べさせるにはお手軽なツールということができます。自分の場合，４年生ぐらいからインターネットで調べさせる活動をさせます。
では，実際に子どもたちにネットを使わせてみてどう思うかについてです。

クラス全員にきちんとした学習をさせるのは，本当に難しいと思っています。高学年，６年生ぐらいになっても，全員がきちんと調べるためのツールとして使いこなせるかと言えば，無理ではないかと思います。どうなのでしょう？教室には，様々な理解力の子がいます。
加藤さんが書かれているように，コンピュータ自体に対する慣れ不慣れもあります。そのような中で，今自分が調べようとしているテーマを念頭に，必要な情報を取捨選択して，それを活用していく…。そんなことが簡単にできるはずがありません。
HP の漢字が読めないのですから。言葉の意味だって分からないのですから。なんとなくページを次々に見て１時間，２時間が過ぎ去ってしまうなんていう子がたくさんいます。本当に意味のあるツールとして使わせるには，指導者の力量と，膨大な準備が必要になります。

ネットの危険性は，多少は意識されているだろうと思います。しかし，本当に危機感をもって指導することはほとんどないのではないでしょうか。僕も，あの旭川教育大学の村田先生の話を聞くまでは，それほどきちんと教えていなかったように思います。
そもそも，学校では，インターネットを活用する，使用方法を覚えるという方向で授業をしていきますから，「自分の住所は書かない」とか，「こんな危険がある」とかを教えることはしても，「使うのはよそう」というスタンスにはなりません。
うちの学校は，何年も，ドコモの携帯教室をやっていました。村田先生の話を聞いて，僕が「あれはまずいからやめた方がいいのでは？」と発言して，無くなった感じです。

子どもの発達段階を考慮し、健やかな成長を保障するための
「情報モラル教育」について、今一度学びたいので、
村田先生、ご教授よろしくお願いいたします！

小学校における情報モラル教育のあり方

北海道教育大学教育学部旭川校

村田育也　先生

１．情報モラル教育の必要性

情報モラル教育の必要性について，ここで改めてトラブル事例をあげて訴える必要はないであろう．子どもたちがトラブルを起こしたりトラブルに巻き込まれたりした事例が，あまりにも多く報道されているからである．ちなみに，現行の小学校学習指導要領[(1)]では総則と道徳で，その必要性が謳われており，小学校学習指導要領解説総則編[(2)]で，情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であると記されている．
情報モラル教育は，ネットいじめなどのインターネット利用で生じるトラブルを防止する目的で行われる．そのためには，子どもたちが携帯電話やインターネットを使い始める前に，情報モラル教育を受けていなけ

ればならない．自動車を運転する前に，道路交通法などの知識と運転の技能を身につけるのと同じである．つまり，もし高校入学時に携帯電話を与えるなら，そのための情報モラル教育を中学卒業までに終えておく必要がある．実際はそうなっていないことが最も大きな問題である．

２．情報モラル教育の限界

2.1. 子どもの年齢による限界

子どもに対する情報モラル教育は必要である．それでは，どの年齢の子どもであっても，優れた情報モラル教育を受ければ，インターネットを１人で使えるようになるだろうか．正解は否である．低年齢の子どもには，どんなに優れた情報モラル教育を受けさせても，それを充分に理解して実践するだけの社会性が充分に育っておらず，自分がした過ちに対して責任を負う能力もないからである．つまり，子どもがインターネット上で遭遇したり自分で起こしたりするトラブルを，情報モラル教育ですべて防止することは不可能である．これを，情報モラル教育の限界と私は呼んでいる．

子どもに対する情報モラル教育は，子どもに携帯電話やインターネットを１人で使えるようにするために行うのではない．学校で行われている子どもに対する教育のほとんどがそうであるように，成人したときに携帯電話やインターネットを１人で使いこなせるように，そのための知識と態度を身に付けさせるために行うものである．1人前になるまでは，保護者や教員や周囲の大人たちが子どもを見守り支援する必要がある．これも同じである．

2.2 子どもの法的責任能力と情報メディアの個人性

図1は，未成年者の法的責任能力の概略を，日本の刑法，少年法，民法などの記述から，成人の法的責任能力を1として図示したものである[3]．14歳未満でゼロとなっているのは，刑法第41条において「14歳に満たない者の行為は罰しない」とあり，14歳未満の者は，刑罰法令に触れる行為に対して原則として責任能力を問われないからである．

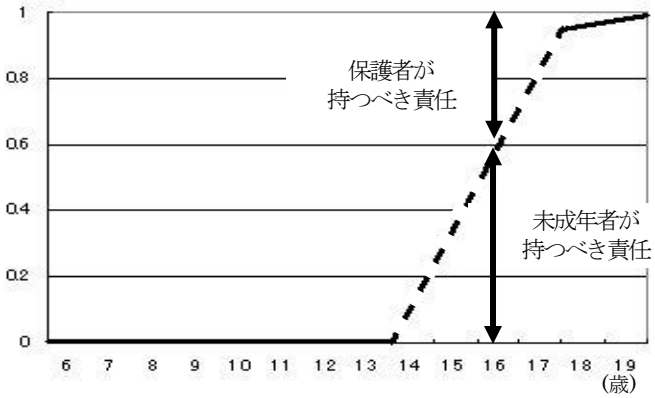

図１　未成年者の法的責任能力

14歳から18歳までが点線で表されているのは，この部分を法律や判例から詳細にグラフ化することができなかったためである．

このグラフの下側は未成年者が持つべき責任の大きさを示しており，上側は保護者が持つべき責任の大きさを示している．このグラフによれば，小中学生の法的責任能力は非常に小さく，子どもの行為に対する責任のほとんどは保護者が持つことになる．

法的責任能力が小さい子どもに，携帯電話などの情報メディアを使わせた場合に問題となるのが，情報メディアの個人性である．個人性とは，私が考えた造語で，情報メディアを一人で使用する度合いを表す尺度である．１人（個人）の判断で情報を入出力する機会が多い程，個人性が高い情報メディアである．パソコン，携帯電話は，いずれも個人性を持つ情報メディアであるが，そばにいる人が操作画面を一緒に見ることができるパソコンより，操作内容が使っている人にしかわからない携帯電話の方が個人性は高い．また，パソコンの場合は，パソコンを居間に置く，家族と一緒に使う，アクセスログを残して保護者が監督するなどの方法で個人性を下げることができるが，携帯電話の場合はこれらのことが非常に難しい．

携帯電話のような個人性が高い情報メディアを子どもが使った場合，子どもがしていることを保護者が把

握することは極めて難しい. そのため, 責任能力が未熟な子どもに個人性の高い情報メディアを使わせると, 保護者が持つべき責任が大きいにも拘わらず，子どもの行為を監督しがたいという問題が生じる.

2.3. 子どもの社会性の発達とインターネットの匿名性

子どもの社会性の発達には，2 つの重要な時期がある．1 つは 9～10 歳頃で，もう 1 つは 14～15 歳頃である．子どもは，それまで両親や教員などの大人を自分の判断や行動のよりどころにしているが，9～10 歳頃から同年齢の仲間や友人に変わる．また，この頃から，相手の行動特性を考慮した簡単な他者理解ができるようになることが知られている．しかし，日常生活における実践的な他者理解ができるようになるのは，自他の個性を意識し，自分と異なる個性を尊重できるようになり始める 14～15 歳頃からだと考えられる.

インターネット上の匿名でのコミュニケーションでは，相手の行動特性を見つけ出すことが難しい．互いの行動特性をつかみづらい状況でコミュニケーションを成立させるには, 相手の行動特性に幅を持たせて考え，相手がどう感じて，どう返事するかを複数のパターンから推測する必要がある．多くの人生経験が求められる技能で，14～15 歳頃までの子どもには極めて難しい.

したがって，匿名性を理解させるのは，高校生以降にすべきである．小中学生に，匿名でのインターネット利用をさせる必要は全くない．匿名性を理解させる前に，互いに名乗って対面で行うコミュニケーション能力をきちんと身につけさせるべきである.

2.4 年齢による情報メディアの使わせ方

以上のような問題を解決するには，年齢による情報メディアの使わせ方のスタンダードが必要である．そこで，インターネットの利用方法を，子どもの責任能力の発達に合わせて，「使わせない」「大人が付いて使わせる」「条件付きで使わせる」「一人で使わせる」の 4 段階に分けることを提案したい [3].

この 4 段階に年齢を当てはめると，9 歳までは「使わせない」，14 歳までは「大人が付いて使わせる」，17 歳までは「条件付きで使わせる」，18 歳以上は「一人で使わせる」となる．9 歳まで使わせないのは，自我に目覚め，自他の区別ができ，論理的なものの考え方ができるようになるのが，およそ 10 歳以降であることを根拠にしている．14 歳までは保護者が付いて使わせ，17 歳までは条件付きで使わせるのは，先述の法的責任能力に対応させている.

これを，学校教育における学年に当てはめると，表 1 のようになる．携帯電話は，保護者が付いて使わせることができないので，中学を卒業するまでは使わせない．高校生での使わせ方の「条件付き」とは，情報モラル教育を受ける, フィルタリング機能を付ける, 利用するサイトや通信相手を保護者と相談して決める, などである.

表 1　情報メディアの使わせ方の提案

学年 / メディア	～小 4	小 5～中 3	高校生	高卒以上
インターネット	使わせない	保護者が付いて使わせる	条件付きで使わせる	１人で使わせる
携帯電話	使わせない	使わせない	条件付きで使わせる	１人で使わせる

３．情報モラル教育の内容と方法

3.1. 学校教育における混乱

学校教育において，しばしば見られる混乱に，次のようなものがある．

まず，どのような指導が必要であるかを考えるために，子どもたちの情報メディア使用の現状をアンケート調査する．すると，意外に多くの子どもたちが携帯電話やスマートフォンを持っていたり，家庭でインターネットに接続されたパソコンを使っていたりすることがわかる．そこで，このような子どもたちのために，インターネット上のトラブルに遭遇しないように安全・安心な使い方の指導をクラス全体で行う．そうすると，子どもたちは安全・安心な使い方ができるようになったことになり，インターネットを使える環境にある子どもには，どんどん使って良いと思わせ，そうでない子どもにはインターネットを使うための携帯電話などがほしいという思いを強くさせる．

このような教育を，「寝た子を起こす情報モラル教育」と私は呼んでいる．寝た子を起こす情報モラル教育は，子どもに携帯電話を持たせまい，一人でインターネットを使わせまいと苦心する良識ある保護者の努力を無駄にしかねない．このような矛盾に気付くと，教育熱心な教員は情報モラル教育の難しさを目のあたりにして立ちつくすことになる．

このような混乱を避けるには，現状追従型の対症療法的な教育方法から脱して，子どもが健やかに成長するために必要な教育的な情報メディア環境を想定し，その環境下で行う情報モラル教育の内容と方法を考える必要がある．現状が教育的な情報メディア環境に遠いのであれば，その環境に近づけるために，保護者とともに努力するのは，もちろんのことである．

前章で提案した情報メディアの使わせ方に従えば，小学校においてインターネットを自由に使わせることはあり得ない．たとえパソコンや携帯電話にフィルタリングソフトがインストールされていたとしても…である．小学４年生までは，パソコンを使わせることはあっても，インターネットを体験させることはない．高学年になって初めて，教員の指導下で，指定されたウェブページを学習に利用することになる．このように，情報モラル教育の内容と方法を考えることは，年齢による情報メディアの使わせ方を定めて，初めて可能になる．

3.2. 広い指導内容

情報モラル教育の指導内容は大別すると３つある．コミュニケーション，情報技術，法律に関する内容である．ネットいじめ，ネット犯行予告，出会い系サイト関連事件などの未成年者が関係したネットトラブルの多くは，学校裏サイトとして利用されることが多い匿名電子掲示板，SNS やコミュニティサイトやプロフなどのコミュニケーションの場が舞台となる．したがって，インターネットでのコミュニケーションに関する知識と理解を欠かすことはできない．

情報技術に関する知識も持っていないと，知らないうちに被害者になったり加害者になったりすることがある．コンピュータウィルス，スパイウェア，ウェブバグ，フィッシングなどの問題があるためである．

また，法律に関する知識を持っていないと，知らないうちに違法行為をしたりそれに荷担したりしてしまう．著作権侵害，個人情報漏えい，プライバシー侵害，肖像権侵害などの問題がそれである．情報モラル教育で扱う内容は非常に広い．

小学校では，コミュニケーションに関する内容が中心となるが，情報技術や法律に関する基本的な内容も，インターネットでのトラブルに関連した日常生活でのエピソードを使って扱うことができる．また，高学年では情報を読み解くためのメディアリテラシー教育に力を入れたい．

3.3. ネガティブではなくポジティブに

子どもにインターネットを使わせることを前提にして情報モラル教育を考えると，どうしてもネガティブな指導になる．インターネット上には，有害情報やデマ情報があるから，「気軽にクリックして情報を見てはいけない」「簡単に情報を信用してはいけない」，インターネットに流れた情報は，とても多くの人が見るし簡単にコピーできるので，「自分や友人に関することを流してはいけない」，インターネットには悪い人がいるから，「知らない人と関わってはいけない」といった具合である．要するに，「人を信じるな」「情報を信じるな」というネガティブな指導になってしまう．

インターネットが普及し始めた頃に『小学校で教えるマナー　インターネット“絶対してはいけない!!”30 の法則 [4]』という本が出版された．これには 30 項目の「・・・してはいけない！」が列挙されていた．30 の法則を守れば小学生でもインターネットを使えると思われていた平和な時代だったとも言えるが，ネガティブな指導を繰り返す必要があるという点では同じである．

人や情報に対するネガティブな指導を幼少期から始めると，人間不信になることや，いろんな情報に対する好奇心を失うことが危惧される．幼少期における人や情報に対するネガティブな指導は，けっして好ましいことではない．思いやりの大切さ，人を信じる大切さなどを伝えるポジティブな指導から始め，学年の進行に合わせて少しずつ例外的に悪いことをする人や有害な情報があることに触れていくことが望ましい．

3.4. 段階的な指導

自分が関わる人の数と扱う情報量は，成長とともに増えていく．増えていくとは言っても，無限に増えることはあり得ない．世界中のすべての人たちと友人になることはできないし，世界中のすべての書物を読むこともできない．人の脳の処理能力には限界があるし，人の寿命には限りがあるからである．

ロビン・ダンバーは，人が集団で行動するときの人数を調査し，人が人間関係（気のおけないつながり）を維持できる人数に上限があることを示している [5]．その数はダンバー数と呼ばれ，平均すると約 150 人だという．

インターネットを用いたコミュニケーションでは，容易にこの数を超えた友人を作ることができる．SNS で 200 人以上の友人登録をしている人はざらにいる．インターネットを用いたコミュニケーションが普及することによって，ダンバー数が質的，量的に変化するのではないかと考える人がいるが，私はそれには懐疑的である．人の脳がそんなに都合良く短期間に処理能力をアップさせられるとは思えないからである．そうすると，SNS で 200 人以上の友人登録をしている人は，SNS の人間関係において，完全にオーバーフローを起こしていることになる．

さて，上で述べたダンバー数は成人のものであって，子どもの場合はそれより小さいはずであり，低年齢であればあるほど小さいはずである．子どもは成長とともに行動範囲を広げていき，それとともに関わる人の数も増えていく．

日常生活では，人間関係を築く必要のある人数がダンバー数を超えることなく，子どもの脳の成長とのバランスを保っているといえる．しかし，インターネットに接続されたパソコンや携帯電話などを子どもに使わせた途端，関わることのできる人の数が突然大きくなり，子どものダンバー数を超えてしまう．

子どもを，その子どものダンバー数を超えた人数とのコミュニケーションを要求する環境においたときに，どんな副作用が生じるかは全くわからない．少なくても，子どもの社会性の発達にとって良い影響があるとは，とても思えない．

学校教育における情報モラル教育を考えるとき，以上のことを肝に銘じておく必要がある．つまり，子ど

もの年齢に応じたダンバー数を考慮し，それを超える人数とのコミュニケーションを要求するような指導をしてはいけないということである．

子どものダンバー数に関する研究はまだなく，その詳細は不明だが，経験的に推測すれば，小学低中学年で数～数十人，小学高学年～中学生で数十～100 人，高校生で 100～150 人であろうか．いずれにしても，小学生にインターネット利用を前提にした指導を行うべきではなく，日常生活の中から情報モラル教育の題材を探す必要がある．

3.5. 寝た子を起こさない情報モラル教育

情報モラル教育と性教育は，表 2 に示すような共通点がある．

性感染症や HIV の感染，望まれない妊娠や人工妊娠中絶の問題を防止するために，避妊指導を中心とした性教育を行うと，「避妊をきちんとすれば性行為をして良い」というメッセージとして子どもたちに受け止められ，いたずらに性行為への感心を高めてしまうという「寝た子を起こす」問題がある．

これまで行われてきた情報モラル教育にも，同様の問題がある．ネットいじめ，ネット犯行予告，出会い系サイト関連事件などの問題を防止するために，携帯電話やパソコンでの安全・安心なインターネットの使い方指導を中心とした情報モラル教育を行うと，「安全・安心な使い方をすれば，インターネットを 1 人で使って良い」というメッセージとして子どもたちに受け止められ，「寝た子を起こす」問題となる．

さて，性教育では，「寝た子を起こす」問題に取り組む性教育の実践として， WYSH（Well-being of Youth in Social Happiness）プロジェクト[(6)]がある．WYSH プロジェクトで伝えるメッセージは，「性生活を始めた人には誰にでも（まだの人は将来），性感染症やエイズに感染したり，予定外の妊娠をする可能性がある」「時間をかけて，丁寧な人間関係を築いて欲しい」の 2 つである．授業実践では，コンドームの使い方の実演指導は行わず，人間関係の大切さを伝えること，それを子どもどうしで話し合って自分たちのこととして考えられるようにすることに主眼を置いている．

WYSH プロジェクトに対応させて，「寝た子を起こさない情報モラル教育」を考えることができる．伝えるメッセージは「携帯電話を使い始めた（インターネットを一人で使い始めた）人には誰でも，ネットいじめなどの被害者や加害者になる可能性や依存症になる可能性がある」「対面での丁寧な人間関係を，時間をかけて築いて欲しい」の 2 つである．

前者を伝えるために，自分たちと同じ年齢の子どもたちが，携帯電話やインターネットを使って，どんな事件を起こし，どんな事件に巻き込まれているかを紹介する．WYSH プロジェクトと同様に，他人事ではなく，自分たちにいつでも起こりうる問題として捉えられるように工夫する．

後者では，豊かな人間関係に支えられたポジティブな将来を描けるように展開する．そして，携帯電話やインターネットの安全・安心な使い方指導を行わず，対面でのコミュニケーションと人間関係の大切さを伝え，それを子どもどうしで話し合って自分たちのこととして考えられるようにすることに主眼を置く．

表 2　情報モラル教育と性教育の共通点

	情報モラル教育	性教育
減少すべき行為	携帯電話使用 インターネットの 1 人使用	性行為
その行為に必要なもの	携帯電話 パソコン（インターネット接続）	第二次性徴(不可避)
予防すべき問題	ネットいじめ，ネット犯行予告 援助交際，出会い系サイト関連事件	性感染症，HIV 妊娠，人工妊娠中絶
注意を要する指導	安全・安心な使い方指導	避妊指導

４．情報モラル教育の実践例

まず，中学校のものだが，とても参考になる実践を紹介する．

2009 年に岐阜県にある池田町立池田中学校で，生徒会活動として行われたものである[7]．生徒会役員が，携帯電話の使用について全校生徒にアンケートをしたり，専門知識を持った人にインタビューをしたり，講演をしてもらったりして，それらの活動を通して得られたことを報告書としてまとめた．その報告書には，中学生には携帯電話は必要ないとの結論で結ばれている．

この実践は，授業としてではなく，生徒会活動として行われているが，生徒が自主的に活動し，携帯電話の長所と短所を冷静に調べて理解するすばらしい学習活動である． PTA の協力もあったそうで，保護者と地域の人たちの理解と協力に支えられ，その後も継続して活動している．

次に，昨年，小学校教員と協力して，小学 6 年生に対して実践した情報モラル授業を紹介する．プラトンが正義について議論するための素材とした「ギュゲスの指輪」[8] を用いて，インターネットでの匿名性について考えさせるものである．ギュゲスの指輪とは魔法のアイテムで，その指輪をした者は指輪の向きを変えることで自在に自分の姿を消すことができる．

この授業では，ギュゲスの指輪を使って透明人間になることと，インターネットでの匿名性の類似性に気付かせ，ギュゲスの指輪を使って匿名性について考えられるように計画した．町中の人たち全員がギュゲスの指輪を持ったら，その町はどうなるかと問いかけ，安全に生活することが難しくなることに気付かせて，このアナロジーから，匿名でのコミュニケーションの難しさに気付かせた．また，全員がギュゲスの指輪を持っている状態で，自分だけ指輪をなくしたらどんなことが起こるかを想像させた．

その後，ネットいじめの事例を見せて，ネットいじめでは，加害者は誰かがわからないのに，被害者は名前が書かれ誰かがわかっていることに気付かせて，先述のギュゲスの指輪で自分だけギュゲスの指輪を持っていない状態と同じアンフェアで恐ろしい状態に置かれていることに気付かせるようにした．

このような活動を通して，匿名でのコミュニケーションを上手に行う難しさとネットいじめの悪質性について考えさせ，気付かせることができた．

このように，小学校における情報モラル教育は，インターネットを１人で使うためのノウハウを教えるのではなく，携帯電話やインターネットを使うことの意味を考えさせ，その特性と利用の難しさを子どもなりに理解させることを目的にすべきである．この目的が達成できれば，子どもたちは今の自分たちには必要ないという結論を自ら下すはずである．このことが絵空事でないことは，池田中学校や私たちの小学校での授業実践が示している．

参考文献

（１）文部科学省：小学校学習指導要領，東京書籍（2008）

（２）文部科学省：小学校学習指導要領解説総則編、東洋館出版社（2008）

（３）村田育也：『子どもと情報メディア子どもの健やかな成長のための情報メディア論』，現代図書（2010）

（４）藤川博樹：『小学校で教えるマナーインターネット“絶対してはいけない!!”30 の法則』，汐文社（2000）

（５）ロビン・ダンバー：『友達の数は何人？ダンバー数とつながりの進化心理学』藤井留美訳，インターシフト（2011）

（６）木原雅子：10 代の性行動と日本社会，ミネルヴァ書房（2006）

（７）池田中学校生徒会：「携帯電話についての取り組み」，（2009）
http://www.town.ikeda.gifu.jp/ikedachu/h21/hp/keitai.htm

（８）プラトン：『国家（上）』藤沢令夫訳，岩波書店（1979）

村田先生の論文を拝読して、中谷久しぶりに熱い想いが沸き上がってきました。（笑）

そうなんですよ！どんなに優れた情報モラル教育を行っても、年齢（発達段階）による限界があるのです。

だから、『年齢による情報メディアの使わせ方のスタンダード』を社会に発信していきたい。　「子どもとメディア北海道」として！みなさんのお力お貸し下さい。

前号掲載から 2013 年 4 月までの活動報告

月日	テーマ	行事名・主催者等	担当
1 月 24 日	子どもとメディア 害について	旭川子育て支援センタいずみ （乳幼児の保護者）	諏訪
３月 7 日	子どもとメディアのよい関係 大人のできること、すべきこと	白老小学校ことばの教室 （低学年の保護者）	中谷
３月 8 日	子どもとメディアのよい関係 大人のできること、すべきこと	白老小学校ことばの教室 （高学年の保護者）	中谷

子どもとメディア北海道25年度会員更新の時期です！

申込方法

①初年度の方は、入会申し込み用紙にご記入ください

☆同封の入会申し込み用紙に必要事項を記入して，ＦＡＸで事務局まで送信ください。
代表・事務局へのメールでも受け付けます。（申込用紙の必要事項をメールに書いて返信ください）　また、会費を郵便小為替で郵送される方は、封書で一緒にご送付ください。

☆入会申し込み用紙の送信と以下の会費の納入の確認をもって、情報誌の発送をさせていただきます。その年度にすでに発行されている情報誌は全て送ります。

②２年度以降の方は、年会費を納入ください。（６月末日まで納入いただけると助かります）

会費について　　**情報誌作成発行・事務費等に当てます**

★年会費　１５００円

★会費の納入方法は、代表・事務局への手渡しか、事務局まで郵便小為替（１５００円分）を郵送するかのいずれかでお願いいたします。

みなさまお忙しいでしょうが、前号や今号に投稿して下さった会員さんのように、日頃「子どもとメディア」について、感じていること、誰かに伝えたいことを投稿してみませんか？

また、今回の旭川教育大学の村田先生の論文をお読みになって、感想や質問がありましたら、ぜひお寄せくださいね。中谷のように、“ここを社会に訴えたい！”というところなどがあった方も、ぜひぜひ、手紙やＦＡＸ、メールなどでお寄せ下さい。

一堂に会した活動はできないため、力不足で申し訳ありませんが、２５年度は、何かしら投げかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（中谷　通恵　なかや　みちえ）
〒０５９－０９０８　白老郡白老町緑丘１丁目３－３４
ＴＥＬ／ＦＡＸ　０１４４－８２－２６８５
メールアドレス　michie-n@plum.plala.or.jp

子どもとメディア北海道
ホームページアドレス
http://childmediahk.web.fc2.com/